

第 8回総合セキュリティ対策会議
(平成 15年 10月 15日)
発言要旨

【いわゆるBlaster ワーム等のマイクロソフト社製品の脆弱性を突く攻撃に関する対応について】

(委員よりマイクロソフト社の取組みについて発表)

- ・ 現状の課題
 - (1) ソフトウェアの脆弱性をゼロにすることは困難であり、利用者の啓蒙が重要。
 - (2) 大規模ウイルス発生時、全ての問い合わせに一社で対応するのは困難。
 - (3) ブロードバンド接続ではなく従量課金制の場合、ダウンロードの料金負担が大きくなるため、プログラムの更新等がなされない。
 - (4) 他のアプリケーションへの影響等に対する懸念から、サービスパック導入が進まない。
- ・ 問題解決へ向けた取組み
 - (1) 啓蒙活動の強化及び製品の安全性の向上に努めることにより事故再発の防止を図る。
 - (2) コールセンター機能の強化及び関連事業者と連携を進め、危機管理体制の強化を図る。
- ・ 修正プログラムの提供プロセスの改善等について

(質疑応答)

(セキュリティホールの公表後も、パッチのあてられていないPCが出荷されることがあるが、対策が必要なのではないか、との問に対し)PCベンダー等と連携し、修正プログラムの入ったCDを無料配布する等の対策をとっている。

OSのパッチをあてると、他のアプリケーションが使用できなくなる場合があるのだが。

昨今のプログラムは非常に複雑になってきており、他のアプリケーションに全く影響を与えない修正プログラムを組むことは、現実として非常に難しいだろう。

(社内の情報共有や、関係機関との連携とはどのようなことを行うのか。また、ソースコードなど、情報提供を進める中でも、公開しにくい情報もあるのか、との問に対し)セキュリティ対策を部門ごとに行うのではなく、トータルで実施したいと考えている。政府との連携という意味では、その重要性を考えても、政府には迅速な情報提供をさせていただいているので、公的機関にも、一般に向けた情報提供を強化して頂ければと考えている。ソースコードについては、セキュリティのためというより知的財産権の保護の面からオープンにしていない。

(事務局より説明)

- ・ Blaster ワームに関する情報提供の状況

・ 情報提供に関する課題

(質疑応答)

(ウイルス等に関する捜査という面で、今後どのように進めていくのか、との問に対しての事務局の回答)業務妨害の罪での立件を考えていくのが、現在一般的であるが、ウイルス作成罪を盛り込んだ刑法 刑事訴訟法の改正も検討されている。

【今年度の運営方針について】

(事務局より説明)

(警察との情報共有ということは、犯罪捜査の側面に重点を置くのか、との問に対しての事務局の回答)もちろん、警察としては犯罪捜査も進めていくが、ここでいう情報共有とは、主に犯罪の予防という面においての情報共有を考えている。

【官民における情報共有に関する課題～どのような情報が必要か～】

(委員より発表)

- ・ インターネット・オークション詐欺の事例にみる口座情報等の提供
- ・ 架空請求詐欺の事例にみる全国的な対応の必要性
- ・ 盗品売買の事例にみる出品者情報等の提供
- ・ クレジットカード詐欺の事例にみる他機関との連携

(事務局より説明)

「民」といっても、例えば 専門家・有識者 ISP等 民間企業 個人、など、セキュリティへの姿勢によって異なるカテゴリーに分けられるのではないかと。また、一般市民の情報を全国的に集約すると有用な情報があるのではないかと。

取り組むべき主体、対象等を明らかにすべきでは。また、大規模な詐欺等においても、一件一件の被害はそれほど大きくない場合も鑑みると、被害救済の視点も必要であろう。

携帯電話をはじめ、子どもにとってネットワークが身近になっているため、少年を対象としたセキュリティ対策も重要になってきていると思われる。

個人情報の保護の観点も必要と考える。

情報共有の目的を明確にすべき。また、共有すべき情報は、詐欺とウイルス等では異なるため、犯罪類型によって分けてもよいのではないかと。

(以上)